

平成25年10月11日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

**グローバル3資産ファンド（愛称：ワンプレートランチ）
信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご投資頂いております弊社の投資信託について、下記の通り信託約款の変更を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

お手数ですが、この書面をお読みになり、内容を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

敬具

記

I：信託約款の変更を行う投資信託の名称

グローバル3資産ファンド（愛称：ワンプレートランチ）

II：信託約款の変更の概要

1. 変更の内容と理由

グローバル3資産ファンドの投資対象とするマザーファンドについて、債券部分は「グローバル好利回り債券マザーファンド」から新興国を含む幅広い国へ投資する「G20α債券マザーファンド」に変更し、株式部分は「新興国高配当株式マザーファンド」（平成25年11月20日設定予定）を新たに追加します。

当ファンドは、世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）を主要投資対象とする3つのマザーファンドを通じて分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指した運用を行ってまいりましたが、本変更により、分散効果や収益のより一層の向上を図ることができ、受益者の利益に資すると判断しています。

2. 変更予定年月日および変更適用予定年月日

変 更 予 定 日：平成25年11月21日

変更適用予定日：平成25年12月20日

3. 異議申立手続等

この信託約款の変更に関して異議のある受益者は、平成25年10月11日から平成25年11月15日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。上記の信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ありません。

上記期間内に、異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が平成25年10月11日の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年11月21日に信託約款の変更を行います（変更適用日は平成25年12月20日）。

この場合、異議のお申出をされた受益者は、平成25年11月21日から平成25年12月10日までの間に、ご自身のファンドの受益権を、公正な価額で信託財産をもって買い取るよう受託会社に請求することができます。

<投資対象マザーファンドの変更のねらい>

世界の債券への投資部分、世界の株式への投資部分の構成を見直します。

■より高い利回りの見込める国への投資機会を増やすことで、ポートフォリオ全体の利回り向上を目指します。

■新興国も含めた投資対象国の拡大を行うことで、より魅力的な投資収益の獲得を目指します。

新興国の著しい経済成長により、世界経済における新興国の存在感は高まりつつあり、投資の対象としても魅力を増しています。当ファンドはこれまで主要国を中心に運用を行ってきましたが、新興国も含めた投資対象国の拡大を行うことで、より魅力的な投資収益の獲得を目指します※。

具体的には世界の債券への投資部分は、組入れマザーファンドを「グローバル好利回り債券マザーファンド」から「G20α債券マザーファンド」へ変更することで、新興国を含む幅広い国へ投資します。世界の株式への投資部分は、既存の「グローバル好利回り株式マザーファンド」に加え「新興国高配当株式マザーファンド」にも投資を行い、投資対象を新興国まで拡大します。

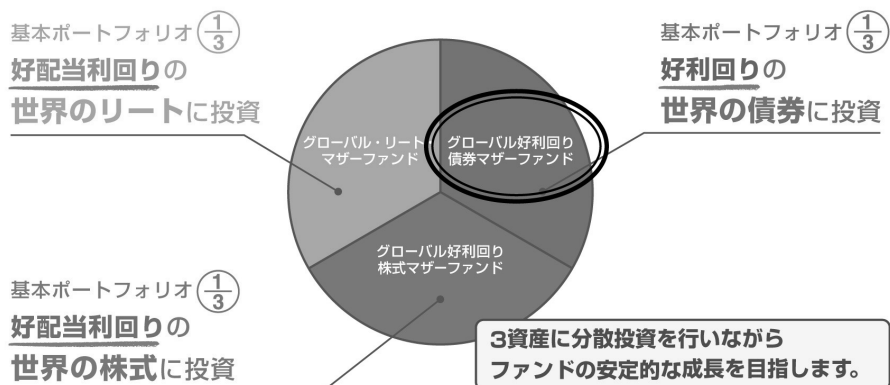
なお、世界のリートへの投資部分については変更はありません。また、「世界の債券・世界の株式・世界のリーートの3つの異なる資産への各投資割合を、1：1：1とする」方針にも変更はありません。

※新興国への投資は先進国への投資に比べ一般に、運用上の制約が大きいという点や、市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向があるという点に留意が必要です。

<信託約款変更適用前後の資産構成のイメージ>

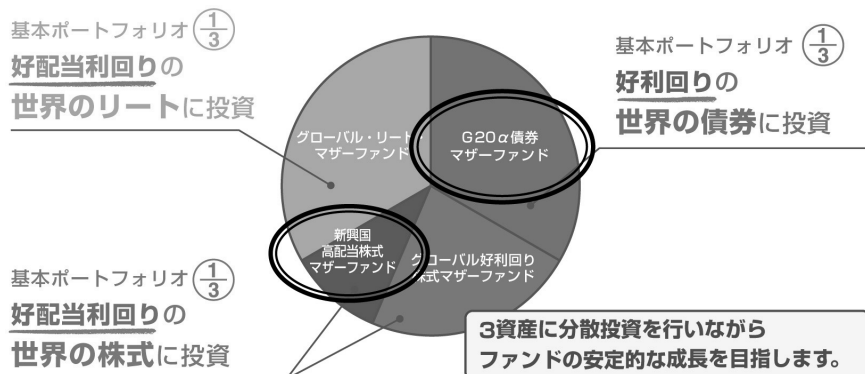
〔信託約款変更適用前：平成25年12月19日以前〕

債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。



〔信託約款変更適用後：平成25年12月20日以降〕

債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。



※新興国株式への投資は、世界の株式部分の1/3程度を基本とします。（平成25年10月現在。今後変更となる場合があります。）

＜変更となるマザーファンドの投資方針等＞

○世界の債券への投資部分

信託約款の変更が成立した場合、平成25年12月20日以降、世界の債券への投資部分は「グローバル好利回り債券マザーファンド」から「G20α債券マザーファンド」へと変更されます。なお、当該変更は、市況動向等を勘案しながら徐々に行われるため、平成25年12月20日以降も一定期間は、「グローバル好利回り債券マザーファンド」の組入れも行われます。

2つのマザーファンドの投資方針は次の通りです。

新：G20α債券マザーファンド	旧：グローバル好利回り債券マザーファンド
●主として、日本を含む世界のソブリン債券*に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。 1. G20構成国・地域（EU加盟国を含む）の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。 2. 投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。 *ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。 ●投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。 ●保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。ただし、市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。 ●市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。 ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。	●主として、世界の主要国のソブリン債等を中心に投資します。 - ソブリン債等には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券も含まれます。 ●投資対象とする債券の格付けは、取得時において主要格付機関の長期信用格付けでAAー格相当以上とします。 ●主要投資対象国および国別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案して決定します。 ●主要投資対象国および国別配分は、随時見直します。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※信託約款「運用の基本方針」上の主な相違点は、投資対象、組入れ債券の格付制限、為替ヘッジの取扱い等です。

○世界の株式への投資部分

信託約款の変更が成立した場合、平成25年12月20日以降、世界の株式への投資部分は「グローバル好利回り株式マザーファンド」に加え「新興国高配当株式マザーファンド」が追加されます。

新興国高配当株式マザーファンドの投資方針は次の通りです。

追加：新興国高配当株式マザーファンド
●主として、新興国の高配当株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ●銘柄選定にあたっては企業収益の成長性や財務健全性に加え、配当余力や配当政策などを勘案し、投資を行います。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜補足説明＞

【1. 異議申立結果と信託約款の変更について】

上記のとおり、異議の申し出のあった受益者の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に信託約款の変更が行われます。2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行わず、信託約款の変更を行わない旨を受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この信託約款の変更が予定通り行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身のファンドの受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）

その際の買取価額は、受益者からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日を信託の一部解約の請求受付日として、当該一部解約に準じて計算される解約価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差し引かれます。また、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

Ⅲ：異議申立の方法

信託約款の変更に関して異議のある受益者は、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。

（異議がない場合は書面の送付等は不要です。）

○異議申立期間：	平成25年10月11日から平成25年11月15日まで (ご注意) 異議申立は、平成25年11月15日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
○書面の記載内容：	次の①～⑥を記載してください。 ①住所、②氏名（署名、捺印）、③電話番号（日中連絡先）、④ファンド名、 ⑤取扱販売会社名、取引店、口座番号*、⑥信託約款の変更について反対する旨 * ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、 口座番号をご記入ください。 ※上記の記載内容に不備がある場合には、異議の申立を受け付けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
○書面の送付先：	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部 「信託約款の変更」係

Ⅳ：個人情報取得の目的および取扱販売会社への提供

弊社が取得する、異議を申し立てられる受益者に関する個人情報（異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲で利用します。弊社はかかる情報を、受益権の口数等の確認を行う目的のため取扱販売会社に対して提供します。

Ⅴ：本件に関するお問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-88-2976

三井住友アセットマネジメント株式会社

（平成25年10月11日から平成25年11月15日までの営業日の午前9:00～午後5:00）

以上